



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会社名 シ ナ ネ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 崎村忠士
(コード番号 8132 東証一部)
問合せ先 執行役員人事総務部長 田中正人
(TEL 03-5470-7100)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
- (2) 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- (3) チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- (5) 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- (2) 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
- (3) 内部監査部門は原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。
- (4) 当社はリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
- (2) 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- (3) 当社は経営会議及びグループ経営会議等を設置して、社長の意思決定を補佐する。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- (2) 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- (3) 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- (4) 内部監査部門は必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
- (5) 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は内部監査部門の従業員より選任し、監査役の指示によりその職務を行う。
- (2) 前号の使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

7. 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役との協議により内部監査部門が行う内部監査は、取締役の指揮命令を受けない。
- (2) 監査役の補助を行う使用人の人事については、監査役会の同意を得なければならない。

8. 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役は監査役会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
 - 2) 内部監査部門が行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 3) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 4) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 5) 重大な法令・定款違反
 - 6) その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当社グループ企業の全役員・社員は前号4) から6) に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の充実に努める。

以 上